

## 空家対策コンソーシアムの設立について

### 1. 四国中央市空家等対策計画での位置付け

四国中央市空家等対策計画の「官民一体となった支援体制の確立」の項において、「空家問題を具体的に解決していくにあたり核となる協議体」として位置付けられています。

#### 第5章 実施体制と計画の検証

##### 第1節 実施体制

##### 第1項 官民一体となった支援体制の確立〔サポート1〕

空家をもたらす問題は多岐にわたり、そこに見出される課題も複雑です。一つの事象を様々な角度から検討する必要があり、局面に応じて必要とされる支援も異なり、事案に応じた適切な対応が望まれます。問題を抱える市民は、様々な専門家の手助けがなければ前へ進むことはできません。また、専門家同士も、異分野の専門家の見解を必要とする場面があります。

#### 【官民一体となった窓口と対応】

そこで、空家問題を具体的に解決していくにあたり核となる協議体（四国中央市空家対策コンソーシアム（仮称））を構築したいと考えます。

「コンソーシアム」という言葉は、共同体、企業連合、合併企業、共同事業体、組合、協会、協議会などの意味を持ちますが、ここでは次のような期待を込めています。地域における関係団体がコンソーシアムを形成して活動を進めていくことにより、参加団体やそこに所属する個人が有するノウハウなど、様々な地域の資源をつないで有効に活用していくことが可能になります。地域の課題や目標を知識や経験を有する人々が共有し、その課題を解決するために、集い、知恵を出し合い、地道な活動を積み重ねられ、深く強固な協働が実現することを期待しています。

空家対策コンソーシアムは、四国中央市空家等対策協議会とは性格を異にするもので、様々な職能団体、地域団体、公共機関から参加を求め、個々の市民の具体的な課題を共に解決を進めていこうとするものです。また、参加者同士も互い切磋琢磨し、空家問題に関する知見を深めることができます。

市民の立場からみると「空家対策コンソーシアムの窓口へ相談すれば、然るべき専門家や役所の紹介を受けることができる。複数の専門家の関与が必要とされる場合も一元的な対応が期待でき、無料・有料のサービスを円滑に享受することができる。」というものであり、個々の市民が抱える課題の解決の促進が期待されます。

また、空家対策コンソーシアムの活動の一環として、相談担当者の知識認定制度の実施も期待されるところです。

## 2. 「空家問題を具体的に解決していくにあたり核となる協議体」の必要性

行政窓口では対応が難しい個別事案について、専門的な支援を行う公共性のある組織がなければ、個々の空家問題の解決は遅々として進まない。

### (1) 行政措置による解決が難しい事案の解決

相談者は、具体的な課題を解決するために行政に相談するが、突き詰めれば行政ができることは空家法に基づく行政措置しかない。それは、いわば対症療法的な措置でしかなく、必ずしも根幹的な解決とは言い得ない。

ところが、たとえば囲繞地にある特定空家等の除却について想定すると、行政措置を受けた者だけでは解決できないことが容易に想像できる。また、特定空家等の側には、囲繞地となった経過について主張があるはずである。しかし、行政措置は特定空家等であるか否かの視点しか有しない。

このような事案について、地域の専門職の知恵を寄せ合い、関係者の折り合いを引き出しながら、解決の途を探ることが最も現実的である。

### (2) 行政が関与し難い事案の解決

空家問題の特徴として、複数当事者の存在が挙げられる。相談者は、自分が抱える課題の解決策とサポートを求めているが、紛争当事者でも相談者への関与には限界がある。また、行政は特定空家等について行政措置を講じるもので、隣接者支援について具体的なメニューを有しない。

具体的解決策についても、多様な選択肢が想定される場合が多く、事実関係も浮動的な場合が多く、一般論どころか、制度説明に留めざるを得ないケースさえある。

## 3. コンソーシアムの位置づけ

### (1) 行政側

個々の事案の解決に向けて関係者を支援する公共的な窓口ができることで市民福祉の向上につながる。

行政は、行政の立場・能力などから支援が難しい事案の解決をコンソーシアムに託すことができ、空家法の執行など行政しか担えない仕事に人的資源を集中できる。

### (2) 専門職側

人口減少への転換という歴史的転換点に立ち、専門職が、その公益的役割を自覚し、社会をリードしていくべきものである。コンソーシアムは、そのステージとなる。

空家問題は、様々な角度からの検証が必要であり、他部門の専門家による公共的なネットワークが形成されることは、メリットとなる。

#### 4. 設立に向けた動き

以上を踏まえ、空家等対策協議会委員が出身母体に持ち帰り、設立に向けた準備協議を進める。

##### (1) 設立時期

平成30年度第1四半期に設立総会を開催する。

##### (2) 設立趣意書

添付参考案をたたき台とする。

##### (3) 団体規約

添付参考案をたたき台とする。

##### (4) 会員資格

主な正会員層については、「士業」と称される国家資格保有者だけでなく、建築に関わる技能保有者等を含むものを想定する。空家等対策協議会に参画していない専門職にも参加を呼びかける。

##### (5) 財源

原則として会費により運営する。

#### 5. コンソーシアムが分担する活動

- \* 主な活動としては、無料相談（カルテ作成）と専門職紹介を行う。
- \* 紹介を受けた専門職は、カルテをベースに必要なに応じて他の専門職と連携しながら事案の解決に努める。
- \* 四国中央市は、市が受けた相談のうち専門職のアドバイスが必要なものについて、コンソーシアムを紹介するとともに、連携して解決に努める。
- \* 定期的にケース検討会を持ち、事案対応の質的担保を図る。
- \* 活力ある活動が実現するように工夫する。

## 空家対策コンソーシアムの流れ(イメージ)

